

■保育所・認定こども園(保育所部)・小規模保育事業所等

階層	推定年収	保育料月額					
		満3歳以上		満3歳未満			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯等	—	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税所得割非課税世帯 ※	～270万円	5,000円	4,900円	5,500円	5,400円	
C 1	市町村民税所得割の額	48,600円未満	～330万円	9,000円	8,800円	9,500円	9,300円
C 2		67,500円未満	～400万円	13,500円	13,200円	15,000円	14,700円
C 3		97,000円未満	～470万円	22,000円	21,600円	25,500円	25,000円
C 4		125,500円未満	～535万円	28,000円	27,500円	35,500円	34,800円
C 5		169,000円未満	～640万円	30,000円	29,400円	43,500円	42,700円
C 6		251,000円未満	～810万円	32,500円	31,900円	54,500円	53,500円
C 7		301,000円未満	～930万円	34,000円	33,400円	60,000円	58,900円
C 8		397,000円未満	～1,130万円	37,000円	36,300円	71,000円	69,700円
C 9		397,000円以上	1,130万円～	41,000円	40,300円	89,000円	87,400円

※B階層で母子世帯等・在宅障がい児(者)のいる世帯等は保育料を0円とします。
 <ポイント>

①保育料は、市町村民税所得割額に応じて決定されます。

(これまでは所得税額に応じて決定)

②保育標準時間と保育短時間の2区分の保育料金ができました。保育短時間は、保育標準時間の1.7%減額した額となります。

■算定方法や経過措置等の詳細はお問い合わせください。

■幼稚園・認定こども園(幼稚園部)

階層	推定年収	保育料月額(公立・私立)	
		A	B
生活保護世帯等	—	0円	0円
市町村民税所得割非課税世帯 ※	～270万円	2,000円	2,000円
C 1	77,100円以下	～360万円	6,500円
C 2	211,200円以下	～680万円	10,000円
C 3	301,000円以下	～930万円	12,000円
C 4	301,001円以上	930万円～	15,000円

※B階層で母子世帯等・在宅障がい児(者)のいる世帯等は保育料を0円とします。

<ポイント>

①これまで定額制だった保育料が、市町村民税所得割額に応じて決定されます。

②入園料は廃止し、月額保育料に含めます。

③新制度に移行した幼稚園等であれば、公立・私立(市内・市外)いずれの幼稚園等に入園されても、この保育料が適用されます。

※新制度に移行しない(従来型)私立幼稚園の保育料体系はこれまでどおり各幼稚園が設定します。また、世帯所得や多子の状況に応じて市から支給される就園奨励費制度も引き続きご利用いただけます。

子ども子育て支援新制度がスタートし、新制度の対象となる幼稚園(保育所認定こども園(特定教育・保育施設)および小規模保育事業所等)特定地域型保育事業)を利用する保護者に負担いただく保育料が新しくなりました。

4月から保育料金が新しくなりました

問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2180

7月1日から こどもの医療費助成制度を拡充します

問い合わせ 社会福祉課福祉医療係 ☎38-2076/☎38-2160

子育て家庭の負担を軽減し、必要な医療を受けられるよう、所得制限基準額未満の3歳から中学校3年生までの外来医療費の一部負担金を全額助成します。

【改正概要】

3歳から中学校3年生までの所得区分が「一般」区分に該当する場合は、外来医療費について一部負担金がありました。平成27年7月受診分から、一部負担金を全額助成します。

所得制限基準額は、保護者および扶養義務者等のいずれもが、市(区)町村民税所得割額23万5千円未満です(現行制度と同じ)。

対象になると思われるかたで申請がまだお済みでない場合は、担当までお問い合わせください。

現行制度(平成27年6月受診分まで)		改正後(平成27年7月受診分から)		
区分	外来の一部負担金(自己負担額)	区分	外来の一部負担金(自己負担額)	
乳幼児等医療	0歳～3歳誕生月の末日	0円(全額助成)	乳幼児等医療	0円(全額助成)
	3歳誕生月の翌月～小学校3年生	1日800円を限度に月2回まで 0円(全額助成)		
こども医療	小学校4年生～中学校3年生	2割負担 0円(全額助成)	こども医療	0円(全額助成)

*入院医療費は全額助成

*平成27年7月～平成28年6月の受給資格については、平成27年度(26年中)の市(区)町村民税所得割額(住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除については控除前の所得割額)で判定します。

【医療機関の適正受診にご協力ください】

■救急の場合を除き、出来るだけ平日の診療時間内に受診しましょう。

■小児救急電話相談を利用しましょう。小児科の医師や看護師から子どもの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。

《兵庫県小児救急医療電話相談》

●プッシュ回線 #8000

●携帯電話・ダイヤル回線・I P電話等 ☎078-731-8899

(月～土曜日:午後6時～午前0時

日・祝・年末年始:午前9時～午前0時)

■同じ病気で複数の医療機関を受診することはせず、かかりつけ医を持って、気になることは相談しましょう。



国民健康保険からのお知らせ

●会社の健康保険等を脱退・加入された場合は、届け出を！

会社の健康保険等を脱退し、国民健康保険に加入される場合は、「健康保険資格喪失証明書」と「印鑑」が必要です。

これまで、国民健康保険に加入されていて、新たに会社の健康保険等に加入された場合は、対象者全員の「新しい健康保険被保険者証」・「国民健康保険被保険者証」・「印鑑」を持って届け出をお願いします。国民健康保険の脱退の届け出をされない、引き続き加入者として保険料がかかることになりますので、ご注意ください。

●所得申告の届け出を！～保険料を計算する上で所得申告が必要です～

前年度に国民健康保険所得申告書を提出されたかた、または未申告のかたには、国民健康保険所得申告書を4月中旬に送付します。期日までに申告することで、7月に決定する保険料に反映されます。

保険料の軽減制度を受けられる場合がありますので、所得がない場合でも所得の申告をしてください。ただし、確定申告や市・県民税申告をされたかた、また会社で年末調整をされたかたは不要です。

問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

●特定健康診査受診券送付について

生活習慣病は日本人の死因の約3分の2を占めています。その生活習慣病を未然に防ぐには「特定健康診査」でメタボリックシンドロームのリスクを早期発見し、「特定保健指導」で生活習慣を改善していくことが大切です。「特定健康診査」を毎年受け、継続的にご自分の健康状態をチェックしましょう。

平成27年度の特定健康診査受診券は5月中旬に送付します。対象者は、4月1日現在、芦屋市国民健康保険に加入されているかたで、40歳から74歳のかた(年度内に40歳となるかたも含む)です。

後期高齢者医療被保険者(75歳以上)のかたにも、同時期に送付します。

4月2日以降に芦屋市国民健康保険の資格を取得されたかたは、今回の受診券送付対象外ですが、中途加入者を対象にした「特定健康診査」を来年1月に予定しています。該当するかたには、12月ごろ個別にご案内します。



問い合わせ 保険課管理係 ☎38-2035

市民参画協働推進会議委員を募集

芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例に基づき、市民参画協働の推進計画の策定や計画の進行状況等を審議する推進会議委員を広く市民のかたから募集します。

- 募集人員 2人以内
- 任期 7月1日～平成29年6月30日
- 応募資格 原則として市内に居住する応募時の年齢が満20歳以上のかた(7月1日現在)※3以上の附属機関等の委員に委嘱されているかたは除く。
- 報酬 11,200円(所得税込み)／1回
- 応募方法 住所・氏名・電話番号・性別・生年月日を記入し、「私が考える市民参画と協働の推進」をテーマにした800字程度のレポートを添え、郵便・ファクス・メールで、5月22日(必着)まで下記へ※書式の規定はありません
- 選考方法 選考委員会でレポートを審査の上、決定

問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007/☎38-2004
✉info@city.ashiya.lg.jp(〒659-8501 住所不要)

第3次芦屋市地域福祉計画策定のための市民委員を募集

第3次芦屋市地域福祉計画の策定のため、市民委員を募集します。また、選ばれた市民委員の中から2人のかたに、第3次芦屋市地域福祉計画策定委員として策定会議にも出席していただきます。

- 募集人員 6人以内
- 任期 第3次芦屋市地域福祉計画策定まで(平成29年3月末) ※原則として、平日の昼間に1回・2時間程度合計5回程度開催予定。
- 応募資格 市内在住・在勤・在学の高校生以上のかた
- 応募方法 所定の応募用紙に住所・氏名・電話番号・性別・生年月日を記入し、「互いに支えあう地域づくり～地域福祉の推進～」をテーマにした800字程度の作文(様式自由)を添え、郵便・ファクス・メールで、5月15日(金)(必着)まで下記へ※応募原稿は返却しません
- 選考方法 選考委員会で決定。結果を本人宛に通知します。

問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2040/☎38-2160
✉info@city.ashiya.lg.jp(〒659-8501 住所不要)

「第3次芦屋市環境計画(原案)」への意見結果

1月7日～2月9日の間、意見募集を行いました。意見はございませんでした。
※なお、「第3次芦屋市環境計画」は3月31日に策定されました。計画の内容については、6月の臨時号でお知らせする予定です。

問い合わせ 環境課 ☎38-2051

オープンガーデン2015



恒例となりました芦屋の春を彩る「オープンガーデン2015」をスタンプラリーと同時に開催します。スタンプを15個以上集めると素敵なプレゼントも用意しています。期間中、市内の花壇や個人のお庭を公開していますので、この機会にぜひお立ち寄りください。

今年は、記念すべき第10回目となり、107カ所からの応募があり、たくさんの可愛い草花が皆さんをお待ちしています。

散歩がてらに、うらかな春を満喫してみたいかたでしょうか。

■開催期間 5月10日～17日・午前10時～午後4時(17日は午前中のみ)

※一部の庭園については開催日を限定していますので、マナーを守って観賞しましょう。

見学の案内に掲載したパンフレットをご希望のかたは市役所受付・公園緑地課・ラポルテ市民サービスコーナー・総合公園・各集会所等で配布しています。

問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065

4月から児童扶養手当の支給月額が改定されます

この度、児童扶養手当の支給月額が改定されます。この手当額は平成27年8月振込分(4月～7月分)から適用となりますので、平成27年4月振込分(12月～3月分)については、改定前の手当額となります。なお、今回の改定に伴う手当証書の再交付は行いません。平成27年度資格認定時に新たに交付します。

改定前(3月まで) 児童が3人以上のときは、1人増えるごとに3,000円が加算されます。

	支給対象児童1人	支給対象児童2人
全部支給の場合	41,020円	46,020円
一部支給の場合	41,010円～9,680円までの10円きざみの額	46,010円～14,680円までの10円きざみの額

改定後(4月から) 児童が3人以上のときは、1人増えるごとに3,000円が加算されます。

	支給対象児童1人	支給対象児童2人
全部支給の場合	42,000円	47,000円
一部支給の場合	41,990円～9,910円までの10円きざみの額	46,990円～14,910円までの10円きざみの額

問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2045/☎38-2190

美術博物館の催し

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432/☎38-5434(〒659-0052 伊勢町12-25)

【建築見学会 第1回「打出モダンズムコース」】

■日時 5月24日(日)午後1時～5時 ■内容 図書館打出分室・富田砕花旧居・谷崎潤一郎記念館・美術博物館等の近代建築物などをめぐり、芦屋が育んだモダンズム文化に触れる見学会<全2回>。第1回は打出とその周辺地域に注目。5月23日(土)より開催の「阪神沿線の文化110年 モダン芦屋 クロニクルアート、ファッション、建築からたどる芦屋の芸術」展に関連するイベント。
■定員 30人 ■講師 当館学芸員・藤井康憲 ■参加費 600円(資料・保険代・観覧券付) ■申し込み 往復はがきにイベント名を明記の上、5月15日(金)<必着>で上記へ。

■開館時間:午前10時～午後5時(入館は4時30分まで) ■4月の休館日:20日・27日(月)

谷崎潤一郎記念館の催し

問い合わせ 谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852/☎38-3244(〒659-0052 伊勢町12-15)

【谷崎館講座】「源氏物語」原典を読む

■日時 4月17日(月)午後1時～5時 ■内容 図書館打出分室・富田砕花旧居・谷崎潤一郎記念館・美術博物館等の近代建築物などをめぐり、芦屋が育んだモダンズム文化に触れる見学会<全2回>。第1回は打出とその周辺地域に注目。5月23日(土)より開催の「阪神沿線の文化110年 モダン芦屋 クロニクルアート、ファッション、建築からたどる芦屋の芸術」展に関連するイベント。
■定員 30人 ■講師 当館学芸員・藤井康憲 ■参加費 600円(資料・保険代・観覧券付) ■申し込み 上記へ

【谷崎館講座】“ちょっといい文章”書いてみませんか

■日時 4月22日～(毎月第3金曜日)午後2時～3時30分 ■会場 講義室 ■内容 分かりやすく内容が鮮明に伝わり、読む人をはっとさせる、そんな文章が書ければ大きな力になります。毎日使っていないがよく知らない「日本語力」を、書くことによって磨きましょう。長年新聞社で原稿に携わった講師がアドバイザーします。 ■定員 20人 ■講師 元読売新聞大阪本社校閲部長・篠原嘉彦氏 ■受講料 3ヵ月8,100円 ■申し込み 上記へ

■開館時間:午前10時～午後5時(入館は4時30分まで) ■15日以降4月の休館日:20日・27日(月)

学生のみなさんへ・学生納付特例制度

国民年金は、20歳になればすべてのかたが加入しなければならない年金制度です。学生のかたも国民年金保険料を納付しなければなりません。が、経済的な理由で納付が困難なときには在学中の保険料の納付が猶予され、卒業後に国民年金保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。(一部非該当の学校があります。)

※学生以外のかたには、申請免除・若年者納付猶予制度があります。

※届け出をしないで未納(納付しない)のまま放置していると、万が一の事故や病気の際に障がいが残っても障害基礎年金が受けられない場合があります。

■対象者 本人の前年所得が118万円以下の学生のかた(扶養親族等があれば、その人数に応じた額が加算されます。)

■申請方法 年金手帳(納付書でも可)・学生証・印鑑(代理人の場合)を持参し、下記窓口へ。26年度に学生納付特例を承認され、引き続き在学予定のかたには、日本年金機構からはがき形式の申請書が届きますので、返送してください。

※はがきが届かない場合や学校等の変更がある場合は、申請窓口へ

■保険料の追納 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。学生納付特例を承認された月から10年以内に保険料を納付(追納)すれば、通常に納付された期間と同様の取り扱いとなります。

※ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

あしや山まつりのフリーマーケット出店者募集

山まつり会場に出店するフリーマーケットを募集します。

■日時&会場 5月10日(日)午前9時30分から設営(イベントは午前11時～午後2時。雨天中止)／奥池あそびの広場

■内容 衣料品(クリーニング等されたもの)・日用雑貨など(飲食物は不可)

■募集ブース数 3ブース(3m×3m)

■出店料 1ブース・1,000円(当日会場にていただきます)

■申し込み 5月1日(金)までに、①出店者名②電話番号③ファクス番号④出店物を電話で下記へ

※先着順で受け付け。定数になり次第締め切り。

■その他 ブースへの車の乗り入れはできません。指定された駐車場から出店者で持ち込んでください。また、午後2時から撤去となります。



問い合わせ 山まつり実行委員会事務局(経済課内) ☎38-2033